

一般社団法人岩手県社会福祉士会 新型コロナウイルス感染症対策基本方針

1 基本方針

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和2年2月25日)及び岩手県知事メッセージ(令和2年4月3日)に基づき、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)は、会員及びその家族、支援対象者の安全確保、事業の継続に向けて基本方針を示し、全会として取り組むものである。

- (1) 会員及びその家族、支援対象者の健康維持を最優先する。
- (2) 社会への影響を配慮し、感染拡大防止に最善を尽くす。
- (3) 事業の継続に務める。

2 事業活動への対応

- (1) 会議・研修会は、必要最小限度とし、その開催に当たっては、総務委員会で検討し会長が決定する。
- (2) 上記開催に当たり、以下の要件を満たすものとする。
 - ア 参加者は10人以内とし、参加者の間隔は1メートル以上とする。
 - イ 必ず検温し、37.5℃以上の場合は参加しない。
 - ウ 手指の消毒、マスク着用とする。
 - エ 30分ごとに換気を行う。
- (3) 生涯研修の対応については、公益社団法人日本社会福祉士会「新型コロナウイルス感染拡大に伴う生涯研修への対応について」(日社福士2019-789 2020年3月31日)に基づき対応する。
- (4) 支援対象者の支援については、公益社団法人日本社会福祉士会「新型コロナウイルス感染症に対する社会的弱者への支援について」に基づき対応する。

2020年度 第1回理事会確認
2020年4月11日